

細々としたところに至るまでのお世話をいただいた。記して厚く感謝したい。

2011年3月

小林 武  
三並 敏克

## 第5版はしがき

「いま日本国憲法は」と、当時は人々の目を惹くこととなったタイトルをもつこの書物を刊行したのは、1992年のことであった。本書の趣旨をひとことというなら、日本国憲法への共鳴をもって原点を確認した上で憲法の現況を解明しよう、とするものである。3～5年おきに4度にわたって改定を加えたのも、この趣旨に精々忠実であろうとしたためである。その改定のあゆみの一端をお伝えすべく、各版の「はしがき」を再録したので一瞥を願いたい。ただ、今回の改定は第4版から6年も経ており、読者諸姉兄にお詫びを請う次第である。

あたかも、この「はしがき」を執筆していた2011年3月11日、日本社会は大震災に見舞われた。東北・北関東の地震と津波、そして東京電力福島原子力発電所の大規模事故である。そのもたらした被害は未曾有の大きさのものであり、加えて原発事故の深刻さは、むしろ目を返って顕著となり、底知れぬ恐怖を生み出している。本書の刊行の時には、「復旧」・「復興」の言葉で状況を語るができるようになっていようか。私たちは、この「国難」と呼ばれる事態に直面して、原発を今後も維持すべきかを含め、真に民衆にとって安全な国土のあり方を考えなければならぬ。その際、「国難」で思考停止に陥ってはなるまい。「災害救助のために米軍普天間基地の辺野古移転が必要だ」などという論議まで出されているが、憲法の目をもってその正否を見究めたいものである。

前回2005年からこれまでの間にも、憲法政治には重要な変化が生じている。改憲状況だけをとり上げるが、2007年に憲法改正手続法の制定と国会法の一部改正が行われて憲法審査会が設置され、審査会規程も、衆議院が制定したのに次いで、参議院でもその動きが具体化しており、改憲への制度的環境は整ったというべきである。この明文改憲の動きと並んで、憲法の実質改正（「解釈改憲」）が各分野でみられる。

本書は、第1部、第2部の各章とも、こうした状況に留意しつつ書かれている。

第1部は、憲法の全体の姿、すなわち憲法の歴史や基礎理論をふまえた上で、基本的な人権と政治のしくみ（統治機構）を概観する。ついで、第2部は、憲法の「いま」を考えるについての重要な13のテーマをとりあげ、近藤真・武居一正・石崎学・上出浩・倉田玲・中井勝巳・鳥居喜代和（以上、執筆順）と編者2名が考察を加えている。

これら執筆者の共通点は、立命館において故山下健次先生の薫陶を受け、またその憲法学と人格を慕うところにある。先生逝かれて7年余。私たちは、先生への追憶の中で、憲法の完全実施に貢献できる憲法研究にいつそう励みたいと思う。

先の版では執筆いただいた藤田達朗氏は、公務の多忙と体調の理由で、本書には強い愛着をもちながら、改訂に加わることができなかった。新しく武居一正氏と上出浩氏に参加していただいた。執筆者の皆さんには、公私ともに多端の折に、貴重な時間を割いて力作を寄せて下さったことに、編者として心からお礼を申し上げたいと思う。

その中で鳥居喜代和氏は、1998年以来闘病の床にあり、自らの論稿に筆を加えることが困難であるが、初版時の精気に満ちた第2部第3章6の叙述は価値の高いものであり、編者において必要な限りでアップデートを加えた上で残した。そして、とくにお伝えすべきは、一昨年、病に倒れるまでの仕事を集大成して単著を刊行し、昨年、その業績に対して母校立命館大学から法学博士の学位を授与されたことである。ご家族と喜び合い、関係者に深く感謝するとともに、回復を心から祈りたい。

なお、編者の不手際から、刊行が遅れたこと、また編成上のアンバランスが生じたことをお詫びしなければならない。当初、各大学・短大の2010年後期授業に間に合わせるべく計画していたが、半年遅延して、諸方にご迷惑をおかけすることになった。また、本来、第2部に生存権関係の章を立てることを予定していたが、やむをえずそれを欠く仕儀となった。第1部第2章4「社会権」の叙述を参照していただくことをお願いしたいと思う。

末尾ながら、法律文化社には、初版以来、岡村勉社長（当時）をはじめとしてご理解を頂戴し、この第5版改訂では、小西英夫編集部長の支援の下、舟木和久氏に